府令

○内閣府令第二十号

公共施設等運営権登録令の一部を改正する政令（令和四年政令第四百二号）の施行に伴い、及び公共施設等運営権登録令（平成二十三年政令第三百五十六号）の規定に基づき、公共施設等運営権登録令施行規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和五年三月二十七日

内閣総理大臣　岸田　文雄

公共施設等運営権登録令施行規則の一部を改正する内閣府令

公共施設等運営権登録令施行規則（平成二十三年内閣府令第六十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（連続する他の規定と記号により一括して掲げる規定にあっては、その標記部分に係る記載）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（受付帳） **第十一条**　［略］ 2　受付帳は、書面により調製する必要がある場合を除き、内閣府の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。）に記録して調製するものとする。 （添付書面） **第十九条**　［略］ 2　次に掲げる場合には、前項第五号の規定にかかわらず、登録原因を証する書面を提出することを要しない。 一　令第四十七条の二の規定により買戻しの特約に関する登録の抹消を申請する場合 二・三　［略］ （申請書への記名等） **第二十四条**　［略］ 2　前項の場合において、申請書には、同項の規定により記名した者（委任による代理人を除く。）の印鑑に関する証明書（住所地の市町村長（特別区の区長を含むものとし、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあっては、市長又は区長若しくは総合区長とする。次条第一項において同じ。）又は登記官が作成するものに限る。以下同じ。）を添付しなければならない。 ［3・4　略］ （登記事項証明書の期間制限等） **第二十五条**　第十九条第一項第一号又は第二号に掲げる事項を記載した書面であって、市町村長、登記官その他の公務員が職務上作成したものは、作成後三月以内のものでなければならない。 2　［略］ （申請の受付） **第三十条**　［略］ 2　内閣総理大臣は、前項の規定により受付をする際、申請書に申請の受付の年月日及び受付番号を記載しなければならない。 3　［略］	（受付帳） **第十一条**　［同上］ 2　受付帳は、書面により調製する必要がある場合を除き、磁気ディスクその他の電磁的記録に記録して調製するものとする。 （添付書面） **第十九条**　［同上］ 2　次に掲げる場合には、前項第五号の規定にかかわらず、登録原因を証する書面を提出することを要しない。 ［号を加える。］ 一・二　［同上］ （申請書への記名等） **第二十四条**　［同上］ 2　前項の場合において、申請書には、同項の規定により記名押印した者（委任による代理人を除く。）の印鑑に関する証明書（住所地の市町村長（特別区の区長を含むものとし、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあっては、市長又は区長若しくは総合区長とする。次条第一項において同じ。）又は登記官が作成するものに限る。以下同じ。）を添付しなければならない。 ［3・4　同上］ （代表者の資格を証する書面の期間制限等） **第二十五条**　［同上］ 2　［同上］ （申請の受付） **第三十条**　［同上］ 2　内閣総理大臣は、前項の規定により受付をする際、申請書（申請書記載事項の全部を記録した磁気ディスクにあっては、適宜の用紙）に申請の受付の年月日及び受付番号を記載しなければならない。 3　［同上］